

やまがた暮らし応援カード事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、移住希望者を対象に、協力事業者からの各種割引サービスや特典を提供する「やまがた暮らし応援カード」を発行し、移住検討時にかかる一時的な経費の負担軽減や特典を受けるものである。これにより、山形県への移住を促進するとともに、地域内における移住者受入意識の醸成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「カード」とは、一般社団法人ふるさと山形移住・定住推進センター（以下「センター」という。）が「やまがた暮らし応援カード」として発行するカードをいう。

2 この要綱において「移住希望者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) カード申請時に山形県外に在住している方で、センターの東京窓口又は山形本部で相談された方

(2) カード申請時に山形県外に在住している方で、山形県移住交流ポータルサイト「やまがた暮らし情報館」を利用して相談者登録をされた方

(3) カード申請時に山形県外に在住している方で、各市町村移住相談窓口で相談された方

(4) 県外から県内市町村に移住された方で、移住した日から1年以内の方（転勤・進学での転入は除く。）

3 この要綱において「協賛店」とは、この事業の趣旨に賛同し、移住希望者を応援するサービスを提供する事業所として、センターの理事長が登録したものをいう。

(事業)

第3条 この事業は、移住希望者が協賛店にカードを提示し、提示を受けた協賛店が協賛店申込書に記載したサービスを提供することにより、第1条の目的を達成しようとするものである。

(事業の運営主体)

第4条 この事業は、センターが県及び市町村と連携しながら運営するものとする。

2 センターは、協賛店の登録及び移住希望者に対するカードの交付を行う。

3 県及び市町村は、協賛店の増加とカードの利用拡大による相乗効果が発揮されるよう、県民及び企業等に対し、この事業の趣旨の周知を行う。

(カードの交付)

第5条 理事長は、別に定める交付手続きに従い、カード交付対象者の申請に基づいて、申請1件につき1枚のカードを交付する。

2 カードの交付対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 第2条第2項第1号から第4号に規定する者のうち18歳以上の者(学生を除く)

(2) センターが認める前項に類する者

(カードの有効期間)

第6条 カードの有効期間は、カードの交付日から3年とする。但し、県外から県内市町村に移住された方で、移住した日から1年以内の方のカードの有効期間は、カードの交付日から2年とする。

(協賛店の登録)

第7条 協賛店の登録を受けようとする事業所は、理事長に協賛店申込書(様式第1号)を提出する。

2 理事長は、申請内容が適当と認められる時には、その事業所を協賛店として登録する。

3 理事長は、協賛店を登録したときは、協賛証及び協賛ステッカーを交付する。

(変更の届出)

第8条 協賛店は、申込内容を変更する場合には、必ずセンターに申し出ることとする。

2 協賛店は、提供する特典内容の変更をする場合は、利用者への周知に努める。

3 変更の手続きは、前条の規定に準ずるものとする。

(中止の届出)

第9条 協賛店は、サービスの提供を中止する場合には、必ずセンターに申し出ることとする。

2 協賛店が、協賛を中止するときは、協賛ステッカーの掲示を取り止め、利用者への周知に努める。

(協賛店の取り消し)

第10条 理事長は、協賛店の取り扱いが申込内容と異なっていることが判明した場合には、登録を取り消すことができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、やまがた暮らし応援カード事業の運用、解

積等については、必要の都度、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年7月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月20日から施行する。